

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市中宗岡四丁目一七五五番 一地先から同市中宗岡四丁目三 〇〇四番六地先まで		区 間
一一・〇〇〇 一八・〇〇〇	一一・〇〇〇 一三・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二九五・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考